

## 「気象警報発令時の対応」の変更について

平成 28 年 4 月 1 日より、以下の方法に変更する。

- 1. 横浜市に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令されている場合**
  - ・ 午前7時の時点で解除されている場合は、平常授業を行います。
  - ・ その後、午前9時までに解除された場合は、午前 10 時 40 分にホームルームを行い、3校時の授業から行います。
  - ・ 午前9時の時点では警報が発令されていたが午前 11 時までに解除された場合は、午後1時 15 分にホームルームを行い、5校時の授業から行います。
  - ・ 午前 11 時の時点でなお警報が発令中の場合は、休校とします。自宅で学習してください。
  
- 2. 居住地区に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令されている場合**
  - ・ 横浜市には警報が発令されていないが、自分の居住地区には発令されている場合、上記1に準じて登校の判断をしてください。登校が出来ない場合、学校へ連絡をしてください。
  
- 3. 「大雨警報」「洪水警報」「波浪警報」「高潮警報」のみが発令されている場合**
  - ・ 平常授業を行います。
  
- 4. 警報解除後または「大雨警報」「洪水警報」発令中の登校について**
  - ・ 交通機関の運行状況や道路の被害等を確認し、安全に十分留意して登校してください。
  - ・ ただし、保護者が危険と判断した場合は、無理をせず安全が確認できるまで自宅待機をしてください。登校途中で危険と判断した場合は帰宅してください。
  
- 5. その他**
  - ・ 当日、学校への問い合わせはご遠慮ください。
  - ・ 警報の発令情報は、テレビ・ラジオ等のニュースや気象庁のホームページ、電話の気象情報177番(横浜市の場合は045-177)で確認してください。
  - ・ 「まち comi メール」で配信する情報もご確認ください。